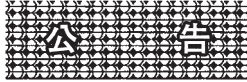


- 2 供用を開始する区間  
安曇野市三郷明盛2310番1地先から  
安曇野市三郷明盛2315番4地先まで
- 3 供用を開始する期日 平成27年8月13日

道路管理課



### 公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成27年8月13日

長野県知事 阿部 守一

- 1 申請のあった年月日  
平成27年8月5日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人働く女性を応援する会
- 3 代表者の氏名  
古幡 隆夫
- 4 主たる事務所の所在地  
長野市南千歳町一丁目20番地2の1アンジェラックスビル4F
- 5 定款に記載された目的  
この法人は、働く女性に対しより働きやすい環境を作り出しより質の高い生活が送れる社会の実現に寄与することを目的とする。

県民協働課

### 公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成27年8月13日

長野県知事 阿部 守一

- 1 申請のあった年月日  
平成27年8月3日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人生活支援舎
- 3 代表者の氏名  
山岸 暢男
- 4 主たる事務所の所在地  
安曇野市豊科高家4172番地1
- 5 定款に記載された目的  
この法人は、高齢者及びその家族が、地域の人々と助け合いながら、住みなれた場所で安心かつ充実した生活を続けられるように、住民参加で生活支援のための様々な事業を行い、地域社会に寄与することを目的とする。

県民協働課

### 公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成27年8月13日

長野県知事 阿部 守一

- 1 申請のあった年月日  
平成27年8月4日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人佐久福祉事業団体傘の会
- 3 代表者の氏名  
笠原 慎一
- 4 主たる事務所の所在地  
佐久市鳴瀬602番地17
- 5 定款に記載された目的  
この法人は、心身に障害等を持つ人たち一人ひとりに対して、持っている力を発揮できる環境をつくりだすとともに、個々の人権を尊重し、守り、豊かな人生を築き、明るい社会生活が営めるよう、地域生活支援事業、就労支援事業の自立支援への福祉サービス等の活動と啓発を行い、地域福祉の向上に寄与することを目的とする。

県民協働課

### 公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成27年8月13日

長野県知事 阿部 守一

- 1 申請のあった年月日  
平成27年8月5日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人縁舎
- 3 代表者の氏名  
山本 泰士
- 4 主たる事務所の所在地  
安曇野市豊科高家4526番地
- 5 定款に記載された目的  
この法人は、誰もが（高齢者、障害者、児童等）地域でその人らしい生活が出来る地域社会の実現を図るために、高齢者や障害者の自立生活に関する事業や高齢者・障害者・児童が暮らしやすいまちづくりに関する事業を行い、ノーマライゼーション社会の実現に寄与することを目的とする。

県民協働課

## 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成27年8月13日

長野県知事 阿部 守一

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

アグリまっしろ

長野市松代町西寺尾字町裏1450ほか

## 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

グリーン長野農業協同組合

長野市篠ノ井布施高田961-2

## 3 変更する事項

小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

NO.	名称	代表者氏名	住所
1	(株)モリキ	森 高明	飯山市南町13-3

(変更後)

名称	名称	代表者氏名	住所
1	(株)モリキ	高橋 一隆	飯山市南町13-3
2	(株)長野県Aコープ	千野 勇	長野市市場2-1

## 4 変更した年月日

(1) NO.1 平成26年4月1日

(2) NO.2 平成27年4月1日

## 5 届出年月日

平成27年7月27日

## 6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業政策課サービス産業振興室又は長野県長野地方事務所商工観光課

## 7 縦覧の期間

平成27年8月13日から平成27年12月14日まで

## 8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

## 9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業政策課サービス産業振興室又は長野県長野地方事務所商工観光課

産業政策課サービス産業振興室

## 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提

出することができます。

平成27年8月13日

長野県知事 阿部 守一

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

アグリまっしろ

長野市松代町西寺尾字町裏1450ほか

## 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

グリーン長野農業協同組合

長野市篠ノ井布施高田961-2

3 変更事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

	変更前	変更後
1	231台	135台
2	—	48台
合計	231台	183台

(注) 位置は届出書添付の図面のとおり

(2) 駐車場の出入口の数及び位置

	変更前	変更後
入口	3	4
出口	3	4
合計	6	8

(注) 位置は届出書添付の図面のとおり

4 変更年月日

平成28年3月28日

5 届出年月日

平成27年7月27日

6 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県産業労働部産業政策課サービス産業振興室又は長野県長野地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成27年8月13日から平成27年12月14日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業政策課サービス産業振興室又は長野県長野地方事務所商工観光課

産業政策課サービス産業振興室

公告

採石業務管理者試験を次のとおり行います。

平成27年8月13日

長野県知事 阿部守一

1 試験日時

平成27年10月9日(金) 午前10時から正午まで

2 試験場所

安曇野市豊科4960-1 長野県安曇野庁舎 講堂

3 試験科目

筆記により、次の科目について行います。

(1) 岩石の採取に関する法令事項(環境保全関係法令事項を含む。)

(2) 岩石の採取に関する技術的な事項(岩石の採掘、発破、破砕選別、汚濁水の処理、脱水ケーキ(脱水処理に伴って生じる湿状の岩石粉をいう。)の処理、廃土及び廃石のたい積並びに

採掘終了時の措置に関する技術的な事項)

4 出題形式

選択式筆記試験とします。なお、出題数は、法令問題10問(全問必須問題)及び技術問題15問(5問の必須問題と、10問から5問を選択して解答する選択問題)とします。

5 受験手続

(1) 提出書類

ア 受験願書

イ 写真(手札形とし、受験願書提出前6月以内に撮影した正面上半身像で、裏面に撮影年月日、氏名及び生年月日を記載したもの)

(2) 受験手数料

受験手数料(8,000円)は、長野県収入証紙により(受験願書にはって、消印はしないでください。)納付してください。

(3) 受付期間

平成27年9月1日(火)から9月18日(金)までの土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く毎日午前8時30分から午後5時まで(郵送による場合は、平成27年9月18日までの消印のあるもの限り受け付けます。)

(4) 受付場所

長野県建設部河川課(県庁専用郵便番号 380-8570)

6 合格発表

平成27年10月下旬に長野県庁及び県内各建設事務所の掲示板に掲示します。

7 合格基準

法令問題、技術問題ともそれぞれ1問10点で100点満点とし、合格点はそれぞれ70点以上とします。

8 その他

(1) 受験願書用紙及び受験案内は、長野県建設部河川課及び県内各建設事務所において交付します。

(2) この試験についての問い合わせは、長野県建設部河川課(電話 026-235-7308)までお願いします。

(3) この試験の実施に際して収集する個人情報、この試験に必要な範囲でのみ利用します。

河川課

公告

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定しました。

平成27年8月13日

長野県上小地方事務所長 笹沢文昭

1 指定番号 上小第721号

2 指定道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路

3 指定の年月日 平成27年7月14日

4 指定道路の位置 東御市田中宇下沖320-5

5 指定道路の延長 77.26メートル

6 指定道路の幅員 6.11メートル

建築住宅課